

審査会回答 第 6 号
平成 20 年 4 月 1 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成 19 年 1 月 20 日付け保指第 5359 号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第 6 号

平成 19 年 8 月 1 日付けで異議申立人から提起された、平成 19 年 6 月 20 日付け保指第 307 号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

(2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は「H19.5.16 付補正書（別添 A 4×1 枚）の事実を証する書類」というものである。

本件処分に係る開示請求書には、別添として平成 19 年 5 月 16 日付け千葉県国民健康保険審査会あての国民健康保険に係る審査請求書の補正書が添付されている。

イ 実施機関は、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に記載されている「補正書の実事」とは具体的に何であるか不明であったため、平成 19 年 6 月 13 日付け保指第 275 号により異議申立人に対し、開示請求する行政文書の件名又は内容を具体的に記載するよう補正を求めたところ、平成 19 年 6 月 16 日付けで異議申立人から平成 19 年 6 月 13 日付け保指第 275 号に対する補正書（以下「本件請求に係る補正書」という。）が送付された。

ウ 本件請求に係る補正書に記載された内容は「H19.5.16 付補正書（別添 A 4×1 枚）に記載の事実を証する書類」というものであった。

実施機関は、本件請求に係る補正書には開示請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された開示請求書及び本件請求に係る補正書を確認したところ、開示請求書の別添には、鋸南町の国民健康保険の賦課総額が正しくないことを前提とした記載がされているものと認められた。

また、本件請求に係る補正書には、上記イのとおりの記載がされているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項第4号の「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

オ 以上のことから、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。